# 令和４年度埼玉県プラスチック循環利用モデル促進事業支援業務委託仕様書

## １　委託業務名

令和４年度埼玉県プラスチック循環利用モデル促進事業支援業務委託

## ２　業務の目的

プラスチック資源回収モデルの実証試験等を通じて得られる解析結果等に基づいて、市町村等が導入すべきプラスチック資源の回収モデルの提案等を行うことで、プラスチック資源の循環利用を推進する。

## ３　契約期間

契約の日から令和５年３月１５日(水)まで

## ４　業務内容

### （１）プラスチック資源の回収実証試験の実施等

ア　第Ⅲ期事業における実証試験の調査等

当事業は、市町村等が回収する家庭のプラスチックごみのうち、主にハンガー等の製品プラスチックを中心とするプラスチック資源（以下「製品プラスチック等」という。）を循環利用するためのリサイクルモデルについて検討することとし、第Ⅲ期事業と第Ⅳ期事業で分けて実施する。

第Ⅲ期事業では、製品プラスチック等のマテリアルリサイクルを実施している県内の複数市町村等（以下「マテリアルリサイクル実施市町村等」という。）において、製品プラスチック等の回収、リサイクル等に係る実態調査を予定している。マテリアルリサイクル実施市町村等及び当該市町村等が利用しているリサイクラーの製品プラスチック等のリサイクル実施状況について、調査を実施すること。

イ　第Ⅲ期事業を踏まえた第Ⅳ期事業の提案

第Ⅳ期事業では、県内の市町村等（以下「モデル市町村等」という。）において製品プラスチック等を拠点回収し、マテリアルリサイクルする実証試験を予定している。実証試験は、製品プラスチック等の回収方法が異なる複数市町村等で実施することにより、回収量の違い等を確認する予定である。第Ⅲ期事業を踏まえ、第Ⅳ期事業において実施すべき実証試験の概要と、回収対象品目・回収場所・回収方法について、事業案を提案すること。回収場所については、粗大ごみに該当する衣装ケースなどの大きな製品プラスチック等の回収場所についても整理すること。なお、実証期間はモデル市町村等と調整のうえ決定するが、数か月を想定している。

ウ　第Ⅳ期事業における実証試験の調査等

第Ⅳ期事業の実施に当たっては、県が用意する回収箱を対象市町村等の拠点回収場所に設置し、実証終了後に回収するとともに、実証試験で回収した製品プラスチック等を種類別に分類分けし、重量の計測等の詳細な調査を行うこと。

エ　第Ⅳ期事業における広報資料の作成

第Ⅳ期事業の実証試験の実施に当たり、対象住民への広報に使用する資料を作成する。

なお、資料は製品プラスチック等の回収量を増加させるため、住民の拠点回収への参加を促し、回収対象品目がわかりやすいものとすること。

オ　埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームへの参加及び提供資料（案）の作成

当事業で得られた成果等について、埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームで共有を予定している。当該プラットフォームに参加するとともに（開催は３回程度を予定）、提供資料（案）を作成すること。

**（２）プラスチック資源の循環利用モデル案の提案等**

ア　循環利用モデル案の提案

マテリアルリサイクル実施市町村等及びモデル市町村等のプラスチックごみの最新の回収方法や処理方法、必要経費等を整理するとともに、実証試験結果等を踏まえ、市町村等向けの製品プラスチック等の資源循環モデル案について提案すること。

イ　循環利用モデルに係る市町村等への提供資料（案）の作成

製品プラスチック等の資源循環モデル案に係る市町村等向け資料（案）を作成すること。

ウ　文献調査方法等の提案

製品プラスチック等のリサイクルについて、最新の事例等に係る文献調査等を実施すること。

**５　打合せ**

３回以上（業務着手前、第Ⅲ期事業後の中間報告、納品時、その他県が必要と認める場合）

**６　納品物**

本業務完了に伴う納品物は、以下のとおりとする。

（１）　データファイル（ＣＤ－Ｒ）　１枚

（２）　報告書　３部

データファイルにはＰＤＦ形式の外、ワード、エクセル等発注者の指示に基づく形式で納品するものとする。

**７　納品場所**

埼玉県環境部資源循環推進課（埼玉県庁第三庁舎２階）

**８　その他**

（１）調査データ等の機密保持

①　本事業により得られた調査データ等すべてについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。

②　本事業により得られた調査データ等の使用、保存、処分には、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。

（２）その他

① この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。
② 県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。
③ 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から県に帰属する。